

米国株式市場が最高値を更新 — 米中協議の合意観測と米国経済の底堅さが背景 —

- 4日の米国株式市場では主要3指数(S&P500, NYダウ, ナスダック総合)がそろって最高値を更新しました。米中協議が合意に向かうとの観測が高まり、米国景気の底堅さが確認されたことが背景です。
- 米国経済は、企業部門の弱さが個人部門に波及する前に米中通商摩擦が解消に向かい、景気後退入りは避けられると考えています。米中通商協議の先行きがさらに鮮明になってくれば、米国株式はさらに上値を試す展開を続ける可能性があります。

最高値を更新した米国株式

4日の米国株式市場では主要3指数（S&P500、NYダウ、ナスダック総合）がそろって史上最高値を更新しました（図表1）。上昇の背景には主に次の3点があったと思われます。

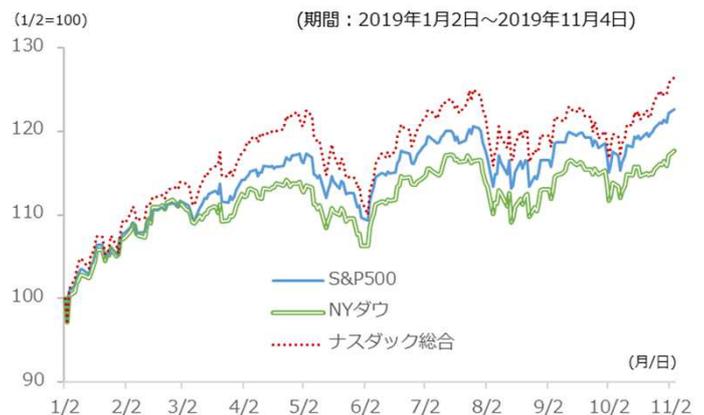
- 株式市場に米中通商協議が「第一段階」の合意に近づいてきたとの観測が広がりました。
- 雇用統計で非農業部門就業者前月比増減数が市場の予想を上回り、ISM製造業景況指数に底打ちの兆しが見えてきたことで、米国景気の底堅さが確認されました（図表2）。
- 先週の連邦準備制度理事会（FOMC）では3回目の利下げが行われました。「予防的利下げ」の打止め感が広がりましたが、安定したインフレを背景に早期引締めに向かうことは想定されていません。

今後の注目点と市場見通し

米中首脳が早期に合意文書に署名するか、12月15日に予定されている第4弾の残りの対中関税上げが見送られるかが当面の焦点です。メインシナリオとしては、企業部門の弱さが個人部門に波及する前に米中通商摩擦が解消に向かい、米国経済の景気後退入りは避けられると考えています。金融市場が注目しているISM製造業景況指数も米中摩擦の緩和を受けて上昇基調に戻ると予想しています。

トランプ大統領のこれまでの行動パターンを振り返れば、「合意直前のブラフ（脅し）」や「ちゃぶ台返し」を行う可能性があることには注意が必要です。一方、今後1カ月程度に弱い景気指標や企業決算が発表されることも考えられますが、これらはあくまでも過去を映す鏡（バックミラー）であり、企業・個人の

図表1 米国株式市場の動き



図表2 米国：ISM企業景況指数



(図表1-2の出所) Bloombergのデータより岡三アセットマネジメント作成

センチメントや景気の転換点では将来の見通しに注目する必要があります。年末商戦は前年比4%程度の売上成長を予想しています。第4弾の関税引上げ判断の前に米中通商協議の先行きがさらに鮮明になってくれば、米国株式はさらに上値を試す展開を続ける可能性があります。しかし、その場合もバリュエーションが割高なことから、時として最高値を更新しつつも、高値圏で上下動を繰り返す展開を想定しています。

以上（作成：投資情報部）

<本資料に関してご留意いただきたい事項>

■本資料は、投資環境に関する情報提供を目的として岡三アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、特定のファンドの投資勧誘を目的として作成したものではありません。■本資料に掲載されている市況見通し等は、本資料作成時点での当社の見解であり、将来予告なしに変更される場合があります。また、将来の運用成果を保証するものではありません。■本資料は、当社が信頼できると判断した情報を基に作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託の取得の申込みに当たっては、投資信託説明書（交付目論見書）をお渡しますので必ず内容をご確認のうえ、投資判断はお客様ご自身で行っていただきますようお願いいたします。

皆様の投資判断に関する留意事項

【投資信託のリスク】

投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合は為替リスクがあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた損益は、すべて投資者の皆様に帰属します。

【留意事項】

- 投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- 投資信託の収益分配は、各ファンドの分配方針に基づいて行われますが、必ず分配を行うものではなく、また、分配金の金額も確定したものではありません。分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

【お客様にご負担いただく費用】

- お客様が購入時に直接的に負担する費用
購入時手数料: 購入価額 × 購入口数 × 上限3.85% (税抜3.5%)
- お客様が換金時に直接的に負担する費用
信託財産留保額: 換金時に適用される基準価額 × 0.3% 以内
- お客様が信託財産で間接的に負担する費用
運用管理費用(信託報酬)の実質的な負担
 : 純資産総額 × 実質上限年率2.09% (税抜1.90%)

※実質的な負担とは、ファンドの投資対象が投資信託証券の場合、その投資信託証券の信託報酬を含めた報酬のことをいいます。なお、実質的な運用管理費用(信託報酬)は目安であり、投資信託証券の実際の組入比率により変動します。

その他費用・手数料

監査費用: 純資産総額 × 上限年率0.0132% (税抜0.012%)

※上記監査費用の他に、有価証券等の売買に係る売買委託手数料、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を投資信託財産から間接的にご負担いただく場合があります。

(監査費用を除くその他費用・手数料は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。)

- お客様にご負担いただく費用につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法を示すことはできません。

【岡三アセットマネジメント】

商 号: 岡三アセットマネジメント株式会社
 事 業 内 容: 投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業
 登 録: 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第370号
 加 入 協 会: 一般社団法人 投資信託協会 / 一般社団法人 日本投資顧問業協会

上記のリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しております。各費用項目の料率は、委託会社である岡三アセットマネジメント株式会社が運用する公募投資信託のうち、最高の料率を記載しております。投資信託のリスクや費用は、個別の投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に、個別の投資信託の「投資信託説明書(交付目録見書)」の【投資リスク、手続・手数料等】をご確認ください。

<本資料に関するお問い合わせ先>

フリーダイヤル 0120-048-214 (9:00~17:00 土・日・祝祭日・当社休業日を除く)